

平成 30 年度事業経過報告

一 制度対策に関する活動状況

1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開

(1) 「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信

「境界紛争ゼロ宣言!!」について継続的に発信していくことを意識して諸対応を行った。

(2) 所有者不明土地問題・耕作放棄農地等への対応

「経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(いわゆる骨太の方針 2018)(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)の「第 3 章-4-(2) 社会資本整備等」の(人口減少時代に対応した制度等の抜本的見直し)の項目に、所有者不明土地等の対策に関する記述が掲載されたことから、各土地家屋調査士会へ資料を添付の上通知した。

また、引き続き、国又は関係団体等が立ち上げる様々な研究会及び検討会等に構成員又はオブザーバーとして出席し、土地家屋調査士の立場から意見を述べるとともに、情報収集を行ってきた。

平成30年度に連合会が参加してきた主な研究会及び検討会等の「概要」と「動向・対応」は、次のとおりである。

① 登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会(法務省主催)

[概要]

骨太の方針 2017 において、「今後、人口減少に伴い、所有権を特定することが困難な土地が増大することも見据えて、登記制度や土地所有権の在り方等の中長期的な課題については、関連する審議会等において速やかに検討に着手し、経済財政諮問会議に状況を報告するものとする」との方針が示されたことを受け、法務省において立ち上げられた研究会。民事基本法制における論点や考え方を整理していくもの。

「登記制度の在り方」における主な検討項目は、対抗要件主義の検証、相続登記の義務化の是非及び登記手続の簡略化等であり、変則型登記の解消についても検討された。

「土地所有権の在り方」における主な検討項目は、土地所有権の放棄の可否、土地利用の円滑化を図る仕組み、相隣関係の在り方、共有地の管理の在り方及び財産管理制度の在り方等である。

山野目章夫早稲田大学教授が座長。議論の取りまとめは、法制審議会へ諮問することも視野に入れ進められている。

[動向・対応]

連合会から構成員として出席。平成 29 年 10 月 2 日に第 1 回研究会が行われて以降、

継続して出席し、土地家屋調査士の立場から意見を述べ、提言を行ってきた。

連合会においては、これをバックアップするため、「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会への対応PT」を設置し、同研究会の各課題に対する提言に向けて、PT内に課題ごとのチームを作り検討・協議を重ねるとともに、変則型登記・財産管理制度等に係る土地家屋調査士向けのマニュアル作成を行った。

同研究会は、平成30年6月1日に中間取りまとめの公表を経て平成31年2月14日の第18回の開催をもって終了し、同月28日に最終報告書が公表された後、法務大臣がこれを受け、民法や不動産登記法を見直すことを法制審議会総会で諮問したことを契機に、同省大臣官房司法法制部において法制審議会民法・不動産登記法部会が組成され、岡田連合会会長が委員の委嘱を受け出席している。

今後予定されている民事基本法制の整備が進む方向を事前につかみ、法制審議会にて提案していくことができる態勢を整える必要があることから、再度、組織を強化する体制づくりを検討している。

② 所有者不明土地問題研究会Ⅱ（国土交通省国土政策局主催）

[概要]

平成29年12月13日、最終取りまとめの公開を終えて終了した所有者不明土地問題研究会が、主にその取りまとめを受けた次の段階として、受け皿組織の仕組み作り等について研究するために第2次組成が行われたものである。

増田寛也氏が座長。学識者、専門家団体及び関係自治体等により構成。オブザーバーとして内閣官房、総務省、法務省、財務省、農林水産省、林野庁、国土交通省、全国市長会の関係省庁等が出席している。

[動向・対応]

連合会から構成員として出席。平成30年6月25日に第1回研究会が行われて以降、継続して出席し、土地家屋調査士の立場から意見を述べ、提言を行ってきた。平成30年10月初旬に中間取りまとめが公表され、平成31年1月22日の第3回研究会をもって終了し、同月25日に同研究会Ⅱの最終報告と資料（概要及び参考資料等）が国土計画協会のウェブサイトにて公開された。

③ 所有者不明土地法ガイドライン検討会（国土交通省土地・建設産業局主催）

[概要]

所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法（平成30年6月9日成立）の施行・運用に関し、所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（平成30年6月1日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）や所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案に対する附帯決議（平成30年6月5日参議院国土交通委員会）において、ガイドラインの整備等を進め、普及啓発・周知を図ることとされて

いることを受けて設置された検討会。

委員は、松尾弘氏（慶應義塾大学法科大学院教授）以下有識者、専門家団体、都道府県職員、市町村職員等により構成。

[動向・対応]

連合会から構成員として出席。平成 30 年 10 月 31 日に第 1 回検討会が行われて以降、継続して出席し、土地家屋調査士の立場から意見を述べ、提言を行ってきた。平成 31 年 3 月 20 日の第 5 回検討会をもって終了し、国土交通省ウェブサイトに取りまとめが公表された。

2 土地家屋調査士制度改革の推進

(1) 土地家屋調査士制度環境への対応

「使命」に関する規定の新設、懲戒権者を法務大臣にすること、戒告の際の異議申立権等手続保証の確立、懲戒処分の対象事由について除斥期間を設けること、「一人法人」の導入等を主とした土地家屋調査士法の一部改正に向け、検討対象項目の土地家屋調査士会への周知を行い、法改正対応 PT、法改正対応 WG 等を中心に、連合会の考え方の取りまとめや法務省との協議、関係団体や政党などへの説明対応に取り組んできた。

(2) 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応

① 事務所形態に関する検討

平成 15 年 7 月 30 日付け日調連発第 165 号をもって送付した「土地家屋調査士法人設立の手引」について、平成 29 年度、30 年度の事務所形態検討チームにおいて改めたものを、平成 30 年 8 月 2 日付け日調連発第 109 号をもって、各土地家屋調査士会に送付（同手引に一部訂正があり、平成 30 年 9 月 21 日付け日調連発第 143 号をもって各土地家屋調査士会に再送付）した。

② 業務情報公開システムについての検討

日本土地家屋調査士会連合会が監修し、株式会社ゼンリンと協働で進めている「土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」」（業務情報公開システム）は、平成 29 年 12 月 20 日から運用を開始しており、連合会ウェブサイト「会員の広場」内にもサービス概要・紹介のページを設け、「調査士カルテ Map」に会員登録するためのウェブサイト（株式会社ゼンリン内）にリンクしている。

また、平成 31 年 3 月に、新たに所有者不明・変則型登記に関する情報の登録機能を追加した。

なお、本システムを普及及び浸透させるために各種プロモーション（Eメールマンスリーへの掲載、連合会報への記事掲載及びパンフレット、ポスター配布等）を行い、各土地家屋調査士会が実施する研修会等の中で、土地家屋調査士向けの説明会を行った。

3 資格者制度の改変に関する情報の確実な捕捉と適切な対処

(1) 成年後見制度への取組方策についての検討

土地の筆界立会いにおいて、隣地に成年後見制度を要するようなケースに絶えず遭遇することを避け、その際の対処方法等についてマニュアルの作成を行った。

また、土地家屋調査士の社会貢献としての同制度への関わり方等について検討を行ってきた。

(2) 国の政策への対応

① 政党への要望活動

例年同様、全国土地家屋調査士政治連盟と連携して政党への要望（政策・予算）活動等を行っている。

平成 30 年度は、次の会合に全調政連役員と共に出席し、「土地家屋調査士法の一部改正」、「不動産登記法第 14 条地図作成作業と予算措置の確保」、「所有者不明土地問題に対する諸施策に係る土地家屋調査士の活用」、「表示登記の申請における資格者代理人方式の早期実施」、「官公署の入札区分における項目に「土地家屋調査士業務」を設定すること」及び「建物所在図の作成」等を中心に要望書を提出し、説明を行った。

ア 自由民主党「土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会」（平成 30 年 7 月 18 日）

イ 自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」（平成 30 年 11 月 9 日）

ウ 公明党「土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会」（平成 30 年 11 月 15 日）

エ 自由民主党「土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会」

（平成 30 年 11 月 27 日）

オ 国民民主党と無所属議員による土地家屋調査士制度推進議員連盟設立総会

（平成 30 年 12 月 20 日）

カ 立憲民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟創立総会（平成 31 年 3 月 7 日）

② 権限委譲、規制改革、TPP 等への対応

必要に応じて政府の主催する関係会合に出席し、土地家屋調査士制度への影響等について情報収集に努めてきた。

③ 不動産登記情報のオープンデータ化の推進方策に関する対応

平成 28 年 12 月の「官民データ活用推進基本法」の施行に伴い、内閣府が規制改革推進会議の中に「投資等ワーキング・グループ」を組成し、不動産登記情報のオープンデータ化を推進する方策を検討する中、土地家屋調査士の業務にどのように影響し、どのように対応すべきか等を検討する官民オープンデータ化促進 PT を設置し、協議、検討を行った。

また、第 11 回国際地籍シンポジウム（後述）において、研究成果についての中間報告

を行った。

④ 準天頂衛星システム（QZSS）を利活用した制度の拡充

高精度衛星測位サービス利用促進協議会（QBIC）、一般財団法人衛星測位利用推進センター（SPAC）の主催する会合や協力要請に積極的に対応し、QZSSの測量分野での利活用についての情報収集と登記測量への利用や広く情報が循環される社会に向けての検討や対応を行った。

QZSSの現状については、SPACの協力を得てG空間EXP02018において発表した。

今後、内閣府の主導の下で、不動産表示登記制度で利用できる環境整備を行い、法務省を交えて更なる利活用の検討に入る予定である。

4 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応

民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応として、社会事業部と連携し、社会が求める土地家屋調査士会ADRセンター及びADR認定土地家屋調査士について、主に予防司法的な利活用、財産管理制度の検討など、将来ビジョンとともに提案できるように検討を行った。

5 土地家屋調査士制度のグランドデザイン対応

「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」策定の次の段階として、同グランドデザインに基づく基本計画の策定に向けた協議を行うとともに、同グランドデザインにおいて提言した中央研修・研究所構想についての検討を重ねた。

6 大規模災害からの復興支援と防災体制の強化

防災マニュアルについて、概要及び目次を作成し、基本的な考え方について検討を行った。

また、東日本大震災における被災三県において実施されている復興型登記所備付地図作成作業における今後の事業展開について、法務省民事局民事第二課と協議を進めている。

なお、大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震等の災害に伴う事業についても、同課と協議を進めているところであるが、各土地家屋調査士会とも連携し対応する。

7 国際化への対応及び学識者との共同研究

(1) 第11回国際地籍シンポジウム

平成30年11月21日、ホテル日航福岡（福岡市）において、国際地籍学会の主催による第11回国際地籍シンポジウムを福岡県土地家屋調査士会の協力の下、海外からの参加者及び一般参加者を含む約300人の参加を得て開催した。

同シンポジウムでは、日本・韓国・台湾の研究者等から「地籍 Society5.0～地籍制度の

充実による「超スマート社会」の実現～」をメインテーマとし、それに関連した3つのテーマ（「地籍に関する制度、法律、教育」、「土地空間情報に係る連携・進化（土地空間情報の多目的利用、流通、融合等）」、「地籍情報に係る技術（測量、測位、情報処理等）」）に基づき研究発表が行われ、活発な意見交換が行われた。

(2) 法務省法務総合研究所国際協力部の行う国際的な法整備支援事業への協力

同国際協力部からの協力依頼として、平成30年6月29日付け文書をもってミャンマーのマッピングプロジェクト等同国の土地登録法制に対する調査研究の委託を受けた。

これに伴い、同国への調査研究のため、ミャンマー土地登録法制調査研究PTを設置し、同国際協力部の主催するミャンマー土地登録法制共同研究研修会において、同国研修訪問団に「日本の不動産表示登記制度の概要」について講義を行い、体験学習として各種図面等資料と現地の関係性についての屋外講義を行った。

また、同研修会の一つとしての意見交換会や公開セミナー等に参加し、同国研修訪問団から説明のあった現地の不動産登録法制についての情報交換及び意見交換を行った。

加えて、平成30年10月2日～同5日及び平成31年2月4日～同9日の2回にわたり同国際協力部と共に「ミャンマー土地登録法制現地セミナー・現地調査」に参加した。現地の主要関係機関を訪問し、日本の「不動産の表示に関する登記と土地家屋調査士の実務」等について説明し、情報交換と研究交流を行った。

そして、これら一連の活動を通じて、前述の研究委託に対する中間報告という形で取りまとめを同国際協力部へ提出した。

8 研究所の研究成果の利活用と諸施策

準天頂衛星システム（QZSS）に係る受信機について、実用化に向けての価格面、性能面、コンパクト化等の進化を遂げたことにより、平成29年12月19日に行った実証実験に続き、平成30年5月21日、22日に皇居二重橋付近の2級基準点において実証実験を行った。

受信機の開発機器業者や既存の受信機に接続することでQZSSを利用することができるアダプタの開発業者及び一般財団法人衛星測位利用推進センター（SPAC）等にも参加してもらい、途中、法務省民事局民事第二課職員にも実験経過を説明した。

9 区分建物に関する検討と対応

マンション関連検討PTを設置し、区分建物の表示に関する登記等について、会員が利活用し得る実務参考書の発行を行うことを目的とした「区分建物表示に関する事例と実務」を令和元年6月の発刊を目途に編集を行った。

10 その他緊急課題への対応

緊急、突発的な案件等（法改正対応、ミャンマー調査研究委託、関係省庁からの協力依頼等）について、情報等の収集又は対応を行った。

また、土地家屋調査士制度制定 70 周年記念事業については、準備チームにおいて、「土地家屋調査士制度の成長と進化を促すイノベーション」を主軸とした事業案を検討した。

二 総務部関係

1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項

(1) 関係法令、会則、諸規則等の検討・整備

連合会会則を始めとする諸規則等について、社会情勢や制度環境を的確に捉え、必要に応じて有識者等の意見を聴きながら、現状に適応するよう適宜見直しを行った。

① 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正

第 75 回定時総会で承認された日本土地家屋調査士会連合会会則（以下「会則」という。）の一部改正において、第 62 条に規定した「財務諸表等」の具体的な書類を日本土地家屋調査士会連合会会計規則（以下「会計規則」という。）に定めることとし、また、平成 29 年度における監査会において、現在の会計規則に定めておくべき規定の整備が必要であるとの指摘を受けたことから、各種様式の明確化や文言修正等を行い、会計規則の一部を改正した。

なお、同定時総会で一部改正が承認された会則の施行期日に合わせる必要があるため、平成 31 年 4 月 1 日を施行期日とした。

② 日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正

平成 29 年度における監査会において、日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程に定めておくべき規定の整備が必要であるとの指摘を受け、同規程第 9 条に規定する会計規則の準用を活用するため、一部の規定を会計規則へ移動し、併せて文言修正を行い、同規程の一部を改正した。

なお、一部改正が行われた会計規則の施行期日に合わせる必要があるため、平成 31 年 4 月 1 日を施行期日とした。

③ 消耗品に関する運用規程の廃止

消耗品に関する運用規程における必要な条文を会計規則に移動することにより、同規程を廃止した。

なお、一部改正が行われた会計規則の施行期日を平成 31 年 4 月 1 日としたことから、その前日の平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止した。

④ 日本土地家屋調査士会連合会情報公開に関する規則の一部改正

会計規則の一部改正により新たに規定された財務諸表等を公開するため、日本土地家屋調査士会連合会情報公開に関する規則の一部を改正した。

なお、一部改正が行われた会計規則の施行期日に合わせる必要があるため、平成 31 年 4 月 1 日を施行期日とした。

⑤ 日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部改正

各ブロック協議会又は各土地家屋調査士会から連合会の会議等へ出席を求めるに当たり、関係規則等に特段の定めがなく、従来からの運用で対応していたが、旅費等の支払いについて明確にしておく必要があると考え、日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程（以下「役員給与規程」という。）の一部を改正した。

なお、役員給与規程を年度途中で改めることで繁雑になり支障を来すおそれもあることから、年度の期首である平成 31 年 4 月 1 日を施行期日とした。

⑥ 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程（役員・職員）の一部改正

⑤の役員給与規程の一部改正に併せて文言修正を行い、また、適用除外について定めるよう日本土地家屋調査士会連合会旅費規程（役員・職員）の一部を改正した。

なお、役員給与規程の一部改正と同様に平成 31 年 4 月 1 日を施行期日とした。

⑦ 会議等における費用助成の基準及び進行役への謝金の基準の新設

⑤の役員給与規程の一部改正に併せて会議等における費用助成の基準を新設し、また、連合会の会議等における議長や座長等の進行役に対する謝金についても関係規則等に特段の定めがないことから、これを改めるよう基準を新設した。

なお、役員給与規程の一部改正と同様に平成 31 年 4 月 1 日を施行期日とした。

⑧ 土地家屋調査士会の情報公開に関する規則（モデル）の一部改正

土地家屋調査士会の情報公開に関する規則（モデル）（以下「情報公開に関する規則（モデル）」という。）第 6 条（連合会への公開の委託）において、同第 3 条第 1 項第 6 号並びに第 4 条第 1 項第 1 号及び第 7 号の情報の公開については、前条の規定にかかわらず、日本土地家屋調査士会連合会に公開を委託することができることと定められているが、同第 6 条については、土地家屋調査士会員及び土地家屋調査士法人会員の懲戒処分に関する事項の公開を連合会に委託できるとする趣旨であり、同第 4 条第 1 項第 1 号の土地家屋調査士法人会員の名称については、連合会への公開の委託によらず土地家屋調査士会において公開すべきものであることから、同第 6 条に記載の「第 1 項第 1 号」は不要であり、情報公開に関する規則（モデル）の一部を改正した（平成 30 年 12 月 13 日理事会承認）。

⑨ 土地家屋調査士会の情報公開に関する細則（モデル）の一部改正

⑧の情報公開に関する規則（モデル）の一部改正に併せた文言修正により土地家屋調査士会の情報公開に関する細則（モデル）の一部を改正した（平成 30 年 12 月 13 日理事

会承認)。

⑩ 日本土地家屋調査士会連合会個人情報の保護に関する規則の一部改正

日本土地家屋調査士会連合会個人情報の保護に関する規則第3条の2の規定により、土地家屋調査士国民年金基金の案内及び募集に土地家屋調査士名簿に登録されている一部の個人情報を利用しているが、平成31年4月1日以降、土地家屋調査士国民年金基金が全国国民年金基金の土地家屋調査士支部となることにより個人情報の提供先が変更となることから、同規則の一部を改正した。

なお、土地家屋調査士国民年金基金から全国国民年金基金の支部となる平成31年4月1日を施行期日とした。

⑪ 日本土地家屋調査士会連合会電子証明に関する規則の一部改正

土地家屋調査士電子証明書の利用申込書類は、連合会から普通郵便で送付しているが、送付する利用申込書には、当該会員の氏名、住所、生年月日及び連絡先等を記載していることから、誤配達がないよう、簡易書留をもって送付する運用とするため、発行負担金の額を改正した。

なお、施行期日は、平成31年4月1日とした。

(2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援

① 各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について

各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について、その都度、対応した。

② 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集（平成30年度追加）」の作成について

各土地家屋調査士会からの照会・問合せの中から、よく照会されるものや重要な事例を中心に上げ、登録・会員指導等に関する照会回答事例集に新たな事例として追加したものを作成し、平成31年3月28日付け日調連発第354号をもって各土地家屋調査士会へ送付した。

③ 「土地家屋調査士懲戒処分事例集（平成27年4月1日～平成30年3月31日）」の作成について

土地家屋調査士法第42条及び同第43条に基づく懲戒処分に関する資料を収集して取りまとめ、土地家屋調査士懲戒処分事例集を作成した。

同懲戒処分事例集は、各土地家屋調査士会等に冊子3冊及びPDFデータを頒布するほか、平成31年1月11日付け日調連発第277号をもって連合会で希望部数を取りまとめ、一括して発注・印刷する有償頒布を行った。

④ 「土地家屋調査士法人業務処理マニュアル」の作成について

事務所形態検討チームにおいて、土地家屋調査士法人業務処理についての考え方をおおむね取りまとめた。

(3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応

土地家屋調査士法施行規則第39条の2に規定される土地家屋調査士法又は同法に基づく命令の規定に違反する事案の有無に関する調査について、適時適切に実施されるよう情報収集に努めるとともに、関係資料を入手した際は、各土地家屋調査士会に情報提供することとしており、平成29年10月1日から平成30年3月31日までの調査結果を平成30年6月7日付け日調連発第59号、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの調査結果を平成30年11月27日付け日調連発第229号において情報提供した。

(4) 大規模災害対策に関する検討

発生が危ぶまれている首都直下地震に対して、連合会の会務運営が困難になる事態等を想定し、連合会の防災対策の強化を図り、災害時においても基本的な会務の運営が維持できる態勢の構築を推進した。

なお、大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について検討し、次の被災会員に大規模災害対策基金からの義援金を給付した。

- ① 平成30年大阪府北部を震源とする地震
- ② 平成30年7月豪雨
- ③ 平成30年台風第21号
- ④ 平成30年北海道胆振東部地震
- ⑤ 平成30年台風第24号

また、平成30年大阪府北部を震源とする地震並びに平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る支援金の口座を開設し、平成31年2月19日付け日調連発第305号のお知らせのとおり同支援金口座を閉鎖した。

なお、寄せられた支援金の総額は、3,433,420円となり、第5回常任理事会（11月28日、29日開催）及び第4回理事会（平成30年12月12日、13日開催）において協議し、広島会、岡山会及び愛媛会の3会に均等に配分し1,143,609円を送金した。

なお、振込手数料を引いた残金及び同口座の預金利息16円は、大規模災害対策基金へ寄附した。

2 連合会業務執行体制の整備・充実

連合会組織、会務運営の体制等について適宜見直しを行うこととしており、随時、役員及び事務局の役割の明確化、事務局組織についての見直し、業務執行の効率化を検討した。

3 オンライン登記申請への対応

資格者代理人がするオンラインによる表示に関する登記の申請又は嘱託における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについて、法務省民事局民事第二課と協議を行った。

4 民間認証局に係る登録局の適正な運営

土地家屋調査士電子証明書を発行するセコムパスポート for G-ID 認証サービスにおける登録局業務の効率的な運営に努め、申込みのあった会員について適切な審査を行い、速やかに電子証明書を発行し、電子証明書の取消しが必要な会員についても、適切かつ速やかな手続に努めた。

土地家屋調査士電子証明書発行状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

有効電子証明書所有者 11,097 人

（会員数 16,589 人（平成 30 年 10 月 1 日現在））

5 情報公開に関する事項

懲戒処分情報及び戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の紛失等の状況について、連合会ウェブサイトへの適時適切な掲載に努めている。

6 会館の管理に関する事項

連合会会館（土地家屋調査士会館）及び文書等の保管等のために賃借している貸事務所の適正な管理に努めている。

三 財務部関係

1 財政の健全化と管理体制の充実

(1) 予算執行の適正管理

規則等に準じた適正かつ効率的な会務運営を行うため、平成 30 年度予算が計画的に執行されるよう管理するとともに、事業執行における発注及び支出に関する手続について、改善すべき点があれば適切な方策を検討し、順次改善に努めている。

(2) 中長期的な財政計画の検討

会員数の予測等を踏まえた中長期的なシミュレーションを通じて、連合会財政の在り方を検討し、現在と同水準の執行を維持した場合を想定した平成 30 年度版のシミュレーション資料を作成した。

2 福利厚生及び共済事業の充実

(1) 親睦事業の検討及び実施

① 写真コンクール

第 33 回は、85 名から計 150 作品の応募があり、審査結果を第 75 回定時総会において

公表し、会報 8 月号 (No.739) に掲載した。

なお、平成 30 年 5 月 9 日から 31 日までの期間で、土地家屋調査士会員によるインターネット投票を実施 (投票数 134 票) し、投票数の最も多かった作品に「はーもに一賞」を授賞した。

第 34 回は、通知文書、会報 (作品募集は平成 31 年 3 月号、インターネット投票は同年 5 月号)、E メールマンスリー及び連合会ウェブサイト「会員の広場」等において、次の日程の周知を行う予定である。

作品の募集期間 平成 31 年 3 月 15 日から令和元年 5 月 7 日まで

インターネット投票 令和元年 5 月 10 日から同月 31 日まで

② 日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会

第 33 回は、岡山県土地家屋調査士会及び中国ブロック協議会の協力により、平成 30 年 10 月 28 日、29 日に東兎が丘マリンヒルズゴルフクラブにおいて開催し、152 名が参加した。観光には別に 23 名が参加した。

第 34 回は、平成 30 年 11 月 5 日付け日調連発第 204 号をもって、千葉県土地家屋調査士会及び関東ブロック協議会の協力により次のとおり開催する予定であることの周知を行っている。

日付 令和元年 10 月 27 日 (日)、28 日 (月)

※ 28 日は、観光も予定 (具体的内容は未定)

場所 東急セブンハンドレッドクラブ

宿泊 京成ホテルミラマーレ

なお、第 35 回以降の親睦ゴルフ大会の開催におけるブロック協議会の順番の目安については、平成 29 年度全国ブロック協議会長会同において説明した。

(2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援

賠償責任保険及び測量機器総合保険等の既存保険への加入について、会報及び E メールマンスリー等により促進を図り、共済会事業を支援している。

(3) 土地家屋調査士国民年金基金への加入の促進及び新たな全国団体との適切な連携についての検討

土地家屋調査士国民年金基金と連携して、E メールマンスリー等により国民年金基金への加入の促進を図っている。

また、土地家屋調査士国民年金基金は、平成 31 年 4 月 1 日に設立される全国国民年金基金と合併するため、土地家屋調査士国民年金基金及び国民年金基金連合会と必要な調整を行うとともに、令和元年度以降の加入勧奨について検討している。

3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保

全国的に均質な土地家屋調査士業務を提供するための環境の整備等を目的として、土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成を実施することとしており、平成30年7月4日付け日調連発第83号をもって対象となる土地家屋調査士会（13会）及び助成金額等について通知し、平成30年11月末日までに対象となる全ての土地家屋調査士会に助成金総額9,920,000円を交付した。交付状況及び研修内容は、下表のとおりである。

【交付状況一覧】

会名	会員数 ※	交付額	主な用途
山梨	146	300,000	広報：ポスター・チラシ・新聞広告作成、シンポジウム開催
和歌山	147	290,000	広報：広報グッズ作成、チラシ作成
福井	152	220,000	広報：資料展示印刷代、広報グッズ・チラシ作成
富山	151	230,000	広報：出前講座開催、ラジオCM、ホームページ改修
鳥取	73	1,300,000	研修：研修会開催 広報：広報グッズ・新聞広告作成、ホームページ改修 無料相談会開催
島根	108	840,000	研修：研修会開催 広報：広報グッズ・チラシ・新聞広告作成、出前授業開催
佐賀	116	730,000	研修：研修会開催 広報：新聞広告作成、市役所掲示板使用、イベント協賛
秋田	132	500,000	研修：研修会開催 広報：ラジオCM、無料相談会開催
青森	135	460,000	研修：研修会開催 広報：広報グッズ作成
函館	54	1,600,000	研修：研修会開催 広報：シンポジウム開催
旭川	57	1,570,000	研修：研修会開催、地図取扱要領作成、表示登記研究論文集作成 広報：カレンダー作成、シンポジウム開催
釧路	78	1,270,000	広報：シンポジウム・土地家屋調査士受験ガイダンス開催 寄附講座開催、広報グッズ作成
高知	124	610,000	研修：研修会開催 広報：チラシ・PR広告作成
計		9,920,000	

※ 会員数は、平成29年10月1日現在

【研修内容一覧】

名会	回数	研修内容
山梨	なし	
和歌山	なし	
福井	なし	
富山	なし	

鳥取	①	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の見方について ・土地家屋調査士調査情報保全管理システム（調査士カルテ Map）について ・調査士業務に関する事例研究とそれに潜む法律問題
	②	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍整備推進調査補助金制度について ・土地家屋調査士の倫理観について
	③	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報について
島根	①	<ul style="list-style-type: none"> ・調査測量実施要領について ・GPS の利用と業務について
	②	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン申請の将来と展望
佐賀	①	<ul style="list-style-type: none"> ・土地家屋調査士のための戸籍等の見方 ・筆界確認書作成と公証人の活用例 ・土地所有者所在不明問題と政府の取組み ・戦後における表示に関する登記と地図作成の経緯
秋田	①	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における住家被害認定調査について ・筆界特定意見書作成について ・個人情報保護法の考え方と職務上請求書の使用について（第1部）
	②	<ul style="list-style-type: none"> ・心理学から学ぶ相隣関係 ・個人情報保護法の考え方と職務上請求書の使用について（第2部）
青森	①	<ul style="list-style-type: none"> ・土地家屋調査士業務に必要な民法基礎知識
函館	①	<ul style="list-style-type: none"> ・脳梗塞にならないための健康管理について
	②	<ul style="list-style-type: none"> ・人工知能についての知識習得及び地図づくりとの関連について
	③	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法について
旭川	①	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家等所有者不明問題について
釧路	なし	
高知	①	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税の軽減税率制度について ・筆界特定制度について ・境界問題 ADR センターの手続について

4 その他

平成 29 年度から申し送られた事項について適宜検討、協議を行っている。

四 業務部関係

1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡

(1) 「調査・測量実施要領」に関する事項

各土地家屋調査士会等からの照会について、調査・測量実施要領と他の規程等を確認し、必要に応じ各部、委員会等と連携を図り対応した。

(2) 不動産登記規則第 93 条に規定する不動産調査報告書に関する事項

不動産登記規則第 93 条不動産調査報告書作成ソフトについては、各土地家屋調査士会等からの質問や連合会ウェブサイト内の専用掲示板の書き込み等について随時対応した。

また、各土地家屋調査士会等から寄せられた不具合等の報告については、開発業者と連携し対応を進めた。現在の同ソフトのバージョンは 2.5.1 版（平成 31 年 1 月 18 日付け日調連発第 284 号）となっており、引き続き、不具合等の修正に対応し、随時更新していく予定である。新元号についても対応版へのバージョンアップを行う。

なお、連合会ウェブサイトに掲載している「Q&A」についても、各土地家屋調査士会等からの問合せの状況に応じて随時更新を行う。

2 筆界特定制度に関する事項

(1) 筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR との連携

標記連携については、平成 29 年度末に法務省民事局民事第二課から本文案が周知され、連合会からも各土地家屋調査士会に周知を行った。平成 30 年度は社会事業部を中心に動き、業務部では随時フォローを行った。

(2) 筆界特定制度の検討及び指導

隣接土地所有者が不明な土地に対する筆界特定制度を利用した解決方法（筆特活用スキーム）について、法務省民事局民事第二課及び筆界特定制度推進委員会等と連携を図り、課題の洗い出しや利用推進への検討を行った。また、土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂に当たり、該当部分の協議、検討を行った。

3 登記測量に関する事項

(1) 登記基準点についての指導・連絡

土地家屋調査士会から認定申請される書類の点検を行い、申請者からの照会等に対応した。

平成 30 年度の申請状況等は次のとおり。

① 認定された登記基準点（平成 30 年度）

会名	地区名	登記基準点		認定状況	
兵庫	加西市北条町地区	3 級	7 点	2018/6/12	認定
岩手	岩手県九戸郡野田地区	2 級	1 点	2018/6/25	認定
岩手	岩手県九戸郡大野地区	2 級	2 点	2018/6/25	認定
岩手	岩手県久慈市侍浜地区	2 級	1 点	2018/6/25	認定
岩手	岩手県久慈市山形地区	2 級	1 点	2018/6/25	認定
岩手	岩手県久慈市中の橋地区	2 級	12 点	2018/6/25	認定
札幌	札幌市北区屯田地区	1 級	1 点	2018/6/25	認定
山梨	山梨県南巨摩郡富士川町長沢、天神中条地区	2 級	3 点	2018/6/25	認定
		4 級	29 点		
沖縄	沖縄県本島北部地区(A地区～C地区)	1 級	42 点	2018/6/12	認定
岩手	岩手県二戸市地区	2 級	16 点	2018/7/3	認定
静岡	浜松市東区薬師町地区他	2 級	8 点	2018/7/3	認定

香川	香川県三豊市豊中町本山甲地区	1級 3級	3点 8点	2018/6/25	認定
兵庫	赤穂市御崎地区	2級 3級	3点 5点	2018/7/2	認定
岩手	岩手県九戸郡洋野町種市宿戸地区	1級	1点	2018/7/3	認定
岩手	青森県三戸郡階上町地区	1級	3点	2018/7/3	認定
岩手	岩手県南地区（一関市、平泉町）	1級	4点	2018/7/3	認定
大阪	大阪府大東市地区	3級	2点	2018/7/2	認定
静岡	浜松市西区舞阪町地区	2級	3点	2018/7/3	認定
静岡	浜松市西区村櫛町地区	2級	7点	2018/7/20	認定
和歌山	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田地区	2級	7点	2018/7/31	認定
釧路	北見市東相内地区	2級	5点	2018/8/23	認定
岩手	盛岡市下田柴沢地区	2級	1点	2018/9/5	認定
岩手	岩手町江刈内地区	2級	1点	2018/9/5	認定
広島	福山市坪生町地区	3級	5点	2018/9/18	認定
岐阜	岐阜市茶屋新田四丁目ほか4地内	3級	6点	2018/9/18	認定
岐阜	各務原市内（各務山周辺）地内	3級	7点	2018/10/3	認定
兵庫	兵庫県加古川市平岡町新在家地区	3級	3点	2018/10/23	認定
岐阜	岐阜市須賀1丁目地内	3級	3点	2018/11/29	認定
静岡	磐田市南平松地区	2級	4点	2018/11/30	認定
宮城	宮城県柴田郡柴田町船岡地区	2級 3級	5点 14点	2018/12/7	認定
岩手	宮城県栗原市栗駒鳥沢・金成普賢堂地区	1級	2点	2019/1/17	認定
岩手	岩手県二戸市地区（標高改定）	2級	16点	2019/1/17	認定
静岡	浜松市西区雄踏町地区	2級	4点	2019/1/17	認定
兵庫	神戸市灘区大内通・城内通地区	3級	6点	2019/1/28	認定
岐阜	岐阜県瑞浪市明世町月吉地内	2級 3級	3点 2点	2019/2/8	認定
大分	大分県臼杵市野津町大字原、大字宮原	2級	2点	2019/3/1	認定
岩手	岩手県下閉伊郡田野畑村地区	2級	4点	2019/3/27	認定

認定：37地区 1級 56点、2級 109点、3級 68点、4級 29点 合計 262点

② 現在までの認定登記基準点数（平成20年から平成31年3月31日現在まで）

認定：211地区 1級 1,800点、2級 393点、3級 1,009点、4級 1,083点 合計 4,285点

③ 認定登記基準点検定料金の補助金については、平成31年2月の段階で平成30年度における総支出額が予算額に達し、その旨を平成31年2月28日付け日調連発第318号文書において各土地家屋調査士会に周知を行った。

(2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携

日調連データセンターシステム（試行的な認定登記基準点の位置情報の公開（<http://www.chousashi.org/kizyunten/v2map.htm>））の維持管理を行い、登記基準点の認定に伴い、随時更新を行った。

また、認定登記基準点については、より周知を図ることを目的として「G空間情報センタ

一」のウェブサイト上で情報公開を行い、平成 30 年 9 月 7 日付け日調連発第 134 号文書において各土地家屋調査士会に周知を行った。



URL : <https://www.geospatial.jp/ckan/organization/landandhouseinvestigator>

(3) 会員技術向上の検討及び指導

各土地家屋調査士会等からの問合せに随時対応を行った。

(4) 関係機関との連携及び協議

法務省、国土交通省等関係機関との協議を随時行った。

(5) ネットワーク型 RTK 法測量機器等への対応

調査・測量実施要領の改訂に併せて対応を進めた。

4 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂

改訂版調査・測量実施要領を発行（電子データでの提供）し、平成 31 年 3 月 28 日付け日調連発第 353 号文書において各土地家屋調査士会に周知を行った。

5 土地家屋調査士業務と業務報酬に関する調査

(1) 業務実態調査の検討

令和元年度の実施に向けて、調査方法や質問事項等について協議、検討を行った。

(2) その他

① 土地家屋調査士報酬ガイドの発行について

平成 28 年度に実施した土地家屋調査士事務所と報酬に関する実態調査の結果を基に標記ガイドを作成し、各土地家屋調査士会に送付した。

② 土地家屋調査士報酬に関する歴史的資料について

過去の土地家屋調査士報酬に係る歴史的資料を連合会ウェブサイトに掲載し、平成 31 年 2 月 20 日付け日調連発第 306 号文書において各土地家屋調査士会に周知を行った。

五 研修部関係

1 研修の企画・運営・管理・実施

(1) 専門職能継続学習（CPD）の運用

① CPDの運用管理

連合会と各土地家屋調査士会との間で、CPD 管理システムで作成した CPD データの授受を行い、CPD の適正な管理に努めた。

また、連合会ウェブサイト「会員の広場」に掲載している CPD に関する各種資料を更新した（平成 30 年 4 月 10 日付け日調連発第 5 号）。

② CPDの運用に関する検討

土地家屋調査士 CPD の運用について、今後のシステム改修を行う際の改善点及び CPD ポイント付与に係る課題を把握するため、各土地家屋調査士会の事務取扱いの状況に関する調査を実施した（平成 30 年 9 月 21 日付け日調連発第 145 号）。

③ CPD 評価検討委員会の開催

平成 31 年 2 月 19 日に、有識者を交えた土地家屋調査士専門職能継続学習評価検討委員会を開催し、CPD 制度の適正な運用管理について協議した。

④ 測量系 CPD 協議会連絡会への出席

測量系 CPD に関する情報交換を行うため、測量系 CPD 協議会連絡会（平成 30 年 5 月 8 日）に出席した。

(2) 新人研修の実施・検討

① 平成 30 年度土地家屋調査士新人研修

平成 30 年 3 月 6 日付け日調連発第 297 号をもって平成 30 年度土地家屋調査士新人研修の実施を各ブロック協議会へ委託した結果、4 ブロック合計 234 名が受講し、223 名が修了した。

<平成 30 年度新人研修実施概要>

関東ブロック	平成 30 年 9 月 22 日（土）～24 日（月）	修了者数 136 名
中部ブロック	平成 31 年 2 月 1 日（金）～2 月 2 日（土）	修了者数 46 名
中国ブロック	平成 30 年 11 月 30 日（金）～12 月 2 日（日）	修了者数 22 名
九州ブロック	平成 31 年 2 月 2 日（土）～2 月 4 日（月）	修了者数 19 名

なお、ブロック割、単位会割、講師料の助成金は、皮切りとなる関東ブロック協議会の新人研修が開催される前の平成 30 年 8 月 27 日に送金し、受講者割分の助成金は、全ブロック協議会において終了した後の平成 31 年 3 月 15 日に送金した。

② 令和元年度土地家屋調査士新人研修

中央実施型による新人研修の実施に向けた準備・検討を行った。

なお、受講者募集について、平成 31 年 3 月 19 日付け日調連発第 340 号をもって各土地家屋調査士会へ連絡した。

(3) eラーニングの拡充・整備と運用

① コンテンツ制作の外部委託による拡充・整備

eラーニングの更なる充実を図るため、平成 29 年度に引き続き、株式会社東京リーガルマインド (LEC) とコンテンツ制作委託の契約を締結し、次の 8 本のコンテンツを制作した。

ア プレゼンテーションの基礎知識～相手を説得するノウハウ～

イ 最近の労働法制の理解～補助者を雇用する際の注意点～

ウ 事務所の IT 化の基礎知識～士業事務所の情報管理の観点から～

エ 交渉学

オ 事業承継の基礎知識～中小企業の経営者からの相談対応の基礎知識～

カ 不動産の有効活用の基礎知識～相談対応の基礎知識～

キ 成年後見制度の基礎知識～相談対応の基礎知識～

ク アンガーマネジメント～感情の適切なセルフコントロールのために～

② ADR 認定土地家屋調査士を対象とした研修としても利用可能なコンテンツの制作

土地家屋調査士特別研修の復習としても利用可能な次の 2 本のコンテンツを制作した。

ア 境界（筆界）ADR による境界紛争の解決

イ 土地家屋調査士倫理の概要

③ 社会事業部が企画したコンテンツの制作

社会事業部が企画した空き家等問題に関する積極的な取組に関する次のコンテンツを制作した。

ア 空き家等問題に関する積極的な参加について

④ eラーニングアクセス状況

平成 25 年度 アクセス数 4,556 件、ユーザー数 1,484 名

平成 26 年度 アクセス数 4,037 件、ユーザー数 1,436 名

平成 27 年度 アクセス数 12,424 件、ユーザー数 3,004 名

平成 28 年度 アクセス数 12,167 件、ユーザー数 2,760 名

平成 29 年度 アクセス数 15,938 件、ユーザー数 2,969 名

平成 30 年度 アクセス数 10,745 件、ユーザー数 2,723 名

(4) 研修体系及び研修の充実の検討

年次研修制度の方向性について検討し、年次研修計画（案）を策定した。

(5) 研修情報の公開の活用・推進

研修インフォメーションの適正な管理に努めた。

なお、平成 31 年 3 月 31 日現在、8 ブロック 41 会から計 685 件の研修情報の登録がされている。

(6) 研修用教材の運用・更新

① 土地家屋調査士会員必携

「土地家屋調査士 会員必携」(平成 27 年 2 月版)(平成 29 年 12 月補訂版)に掲載している土地家屋調査士倫理規程が一部改正されたことから、現行の同規程(平成 30 年 6 月 20 日施行)に差し替えた補訂版を連合会ウェブサイト「会員の広場」において公開した。

② 土地境界基本実務叢書 (I～IV)

土地境界基本実務叢書 (I～IV) の在庫数が少ないことから、増刷に向けた対応について検討を行った。

2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進

(1) 会報への記事掲載

会報 12 月号 (No.743) から 2 月号 (No.745) まで、受講者の体験談を掲載した。

(12 月号：千葉会・岩手会、1 月号：滋賀会・札幌会、2 月号：愛知会・愛媛会)

(2) チラシの作成

受講促進のためのチラシ(電子データ版)を作成し、各土地家屋調査士会への周知及び連合会ウェブサイトへの掲載を行った。

(3) 土地家屋調査士試験受験者への周知

土地家屋調査士試験の口述試験が行われる会場(8 法務局)に、第 14 回土地家屋調査士特別研修に係る資料一式を送付し、同試験の受験者への配布をお願いした。

3 ADR 認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

土地家屋調査士特別研修の復習としても利用可能な e ラーニングコンテンツを制作した(上記 1 (3)②参照)。

六 広報部関係

1 広報に関する事項

(1) 外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信

① マスメディアに向けた広報活動

土地家屋調査士試験受験者拡大に向け、資格情報サイト（「日本の資格・検定」<https://jpsk.jp/>）へ記事広告を掲載した。

② ウェブ広報の充実

連合会ウェブサイトのリニューアルを行った（平成 31 年 1 月 15 日公開）。

また、「マンガでわかる土地家屋調査士のしごと」の内容を踏まえた動画コンテンツを制作した。

③ 広報イベントへの参画

ア G 空間 EXP02018

平成 30 年 11 月 16 日（金）に 1 日開催でシンポジウム「QZSS が創る新たな不動産登記制度とは？～所有者不明土地問題を解決する地籍制度の創設～」を実施した。

参加者約 230 人

イ こども霞が関見学デー

法務省民事局民事第二課と協力し、平成 30 年 8 月 1 日（水）、2 日（木）に開催された同イベントにおいて、測量体験、スタンプラリー、パネル展示などを実施した。

来場者約 1,800 人

④ 広報ツールの活用

ア 『境界紛争ゼロ宣言!!』の PR

(ア) オリジナル野帳の増刷

平成 29 年度に作成した野帳については、幾つかの土地家屋調査士会から追加制作の問合せがあったことから、各土地家屋調査士会へ追加制作に関する希望を取り、増刷を行った。20 会から 1,938 冊の申込みがあった。

(イ) 『境界紛争ゼロ宣言!!』ピンバッジの追加制作

各土地家屋調査士会からも注文を受け、『境界紛争ゼロ宣言!!』ピンバッジの追加制作を行った。各土地家屋調査士会からは 31 会から 249 個の注文があった。

イ 既存の広報ツール等の活用

(ア) 『土地家屋調査士白書 2018』の追加購入

各土地家屋調査士会からも注文を受け、『土地家屋調査士白書 2018』の追加購入を行った。各土地家屋調査士会からは 9 会から 91 冊の注文があった。

(イ) 既存パンフレット等の増刷

「知って得する境界標の知識」、「ADR」、「筆界特定制度」のパンフレットについて、文言等を見直しして増刷を行った。なお、「知って得する境界標の知識」については、各土地家屋調査士会からも注文を取り増刷を行った。各土地家屋調査士会からは 12 会から 10,700 部の注文があった。

⑤ 土地家屋調査士の日に関する啓発活動

ア 特設ページの開設

平成 30 年 7 月 11 日～31 日の間、連合会ウェブサイト内に「土地家屋調査士の日」に関する特設ページを開設し、プレゼント企画を行った。この企画に全国各地から 4,778 名の応募があった。第 3 回広報部会において抽選を行い、iPad mini4 3 名、旅行券 3 万円 5 名、オリジナル野帳 200 名、『境界紛争ゼロ宣言!!』LED ライトキーホルダー 200 名の当選者を決定した。

また、抽選結果等についてウェブサイトで報告した。



イ 全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施

後段で報告する。

ウ PR 動画コンテストの実施

「土地家屋調査士って知ってる？」をテーマとした PR 動画コンテストを学生向けに企画した。この企画に全国から 9 作品の応募があり、広報部において審査を行い、次のとおり入賞作品を決定した。

最優秀賞 「土地家屋調査士」 東京工芸大学 河村友紀 様

優秀賞 「土地家屋調査士って知ってる？」 千葉大学 黒木宥冴 様

優秀賞 「ある午後」 東京都立工芸高等学校 常田福絵 様、加藤万桜 様

優秀賞 「土地のおまわりさん」 東京都立工芸高等学校 羽石海羽 様、三井柊輔 様

また、連合会ウェブサイトで結果発表を行った。

加えて、上記作品を使用し、平成 31 年 3 月 18 日～31 日の間 YouTube へ動画広告を掲載した。

⑥ 社会貢献事業としての活動

ア 全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施

7 月 31 日の「土地家屋調査士の日」を中心として「全国一斉不動産表示登記無料相談会」の開催を企画し、平成 30 年 7 月～10 月にかけて土地家屋調査士会の協力を得て全国 194 会場で開催され、679 件の相談を受けた。

また、例年と同じく同相談会の開催 PR を目的とした統一ポスター・チラシ・バナーのデータを作成し、各土地家屋調査士会へ送付するとともに、開催費用として各土地家屋調査士会に 5 万円の助成を行った。

なお、相談会の結果について取りまとめを行い、連合会ウェブサイト（会員の広場）において公開した。

イ 海拔表示板設置事業の推進

土地家屋調査士制度の PR と社会貢献事業の一つとして平成 24 年度から海拔表示板

の設置事業を推進している。平成 30 年度においては、佐賀県土地家屋調査士会及び静岡県土地家屋調査士会の協力の下、次のとおり海拔表示板の設置が行われた。

佐賀県鹿島市 26 か所

静岡県焼津市 1 か所

静岡県伊豆市 6 か所

(2) 内部に向けた組織強化のための広報

① 社会貢献事業としての人材育成

ア 寄附講座の実施の推進

平成 29 年度に寄附講座を開講した土地家屋調査士会及びブロック協議会へ、更なる情報収集のため、追加のアンケートを実施した。収集した資料について、広報部において分析を行い、モデルカリキュラム（案）を作成した。加えて、平成 29 年度に引き続き、全国の寄附講座の開講状況及び出前授業の実施状況に関するアンケートを行い、連合会ウェブサイト（会員の広場）において公開した。

イ 明海大学不動産学部企業推薦特別入試

同学部との協定書に基づき、同学部への企業推薦特別入試についての募集記事を会報に掲載した（7月号・No.726、12月号・No.743）。

② 内部に向けた組織強化のための広報

広報部役員及び広報員のブロック協議会の役員会への出席など、広報部役員及び広報員と各土地家屋調査士会との情報共有の方法等について検討を行った。

2 会報の編集及び発行に関する事項

(1) 内部に向けた情報の集約と共有

(2) 外部に向けた土地家屋調査士の情報の発信

(3) 連合会各部との連携のための情報共有

業務に直結したものや土地家屋調査士を取り巻く社会的変化に対応した事象など、会員に必要な情報を掲載するとともに、外部への土地家屋調査士に関する情報発信を意識した紙面づくりも念頭に置きながら、会報、Eメールマンスリー、ウェブサイトのそれぞれの長所を活用した効率的な情報発信を行った。

3 情報の収集に関する事項

(1) 制度の中長期的な計画実現のための時代に即した情報の収集

関連する外部セミナー等に参加するなどして、情報収集を行った。

(2) 国際的な視野での業務環境に関する情報収集

研究所、地籍問題研究会及び国際地籍学会と連携して、国際的な動向に関し、情報収集を

行った。

(3) 災害への対応と災害復興のための情報収集

災害への対応や災害からの復興、また事前復興の取組に関する情報収集を行った。なお、上記(1)～(3)で収集した情報については必要に応じて会報等で紹介を行った。

七 社会事業部関係

1 公共嘱託登記の環境整備に関する事項

(1) 受託体制の整備

国有農地測量・境界確定促進委託事業に関する情報交換を農林水産省と行い、入札情報を各土地家屋調査士会に提供した。

平成30年12月4日付け日調連発第236号をもって、会員における土地家屋調査士としての一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）の取得についてお知らせした。

(2) 嘱託登記業務発注の情報収集・啓発

役務の提供による入札参加資格に「土地家屋調査士」を設けることについて、全国土地家屋調査士政治連盟及び全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会と共に情報収集して、法務省民事局民事第二課に資料を提出し協議した。

登記所備付地図作成作業に係る入札情報について、各土地家屋調査士会等からの情報収集に努め、各土地家屋調査士会と連携を図った。

情報提供があった土地家屋調査士会とは、連絡を取り合い対応した。

2 地図の作成及び整備等に関する事項

(1) 登記所備付地図の作成及び整備

不動産登記法第14条地図作成作業について、各土地家屋調査士会の協力の下、筆数や予定面積等の状況を調査し、法務省民事局民事第二課と進捗状況等について打合せを行った。

また、法務省不動産登記法第14条地図作成作業解説書の改訂作業を行った。

(2) 建物所在図作成に関する対応

建物所在図作成の事業化への対応については、法務省民事局民事第二課と協議した。

また、試行会（兵庫会から2名、愛媛会から1名）と打合せを行い、これまでの反省と将来的な建物所在図の作成について協議をした。

(3) 国土調査法第19条第5項指定の利用の推進

① 国土調査法第19条第5項指定の利用の推進について、国土交通省土地・建設産業局地

籍整備課と協議を行った。

- ② 同課が来館し、国土調査法第 19 条第 5 項指定の補助金について会計検査が入った模様で、土地家屋調査士が申請する場合の報酬、補助金及び技術的な問題について打合せを行った。(会計検査の折に技術的な問題があったようであるがチェックできずに指定がされたようである。)

3 土地家屋調査士関連業務の拡充に関する事項

土地家屋調査士関連業務の拡充に関する事項については、マンション PT との連携や不動産業界（宅建協会）での重要事項説明書について検討することとしていたが、平成 30 年度は第 7 次国土調査事業十箇年計画策定に向けた対応を集中的に行った。

国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会において、第 7 次国土調査事業十箇年計画が協議されており、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課から、委員として土地家屋調査士に入っていたきたいという依頼があったため、前回委員として出席した経験のある大阪土地家屋調査士会の山脇会員を推薦した。

4 土地家屋調査士会 ADR センターに関する事項

筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR 制度との連携については、法務省民事局民事第二課から本文案が周知されたことを受け、各土地家屋調査士会 ADR センターの現在の連携状況等の情報を収集し、その結果を各土地家屋調査士会 ADR センターにお知らせした。

また、日本司法支援センター本部と打合せを行い、法テラス地方事務局と各土地家屋調査士会 ADR センターの連携の一つとして利用者に対する情報提供をスムーズに行うため、関係機関データベース等の内容を見直すことについて協議した。

5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

(1) 空家対策等に関する課題への対応

空き家等問題対策検討委員会において、土地家屋調査士としてどのように空き家等問題に関わることができるか検討した。

平成 30 年 12 月 1 日に「日本土地家屋調査士会連合会・地籍問題研究会共催シンポジウム」として開催した。

空き家予防に関するリーフレットを作成し、連合会ウェブサイトに掲載するとともに、各土地家屋調査士会にその旨お知らせした。

会員に対して、空き家等問題に関する積極的な参加に関する e ラーニングコンテンツを作成した。

(2) 防災関係の情報収集及び提供

制度対策本部における大規模災害からの復興支援と防災体制の強化と併せて、社会事業部において大阪府北部地震、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震に対して法務省民事局民事第二課と倒壊建物や境界復元について提案し、協議した。

東日本大震災、熊本地震における震災型復興地図の入札について協議を行った。

八 研究所関係

平成29年度に掲げたそれぞれの研究テーマについて、土地家屋調査士会員による研究員に加え、外部有識者である特任研究員の選任を行って研究してきた。

また、研究過程においては、単なる在宅研究ではなく、土地家屋調査士会、外部機関、有識者等をはじめ関係行事への参加等により、様々な研究交流を行いながら進めてきた。

また、研究テーマ以外についても他の部と必要に応じて連携しながら、シンクタンクとしての役割を果たすため様々な活動を行ってきた。

なお、各研究報告については、過日、連合会ウェブサイト公表したところである。

1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究

(1) 土地法制に関する研究

平成25年度から歴史的な法令に関する文書や公図等の体系的な取りまとめを行うことを視野に入れて研究を行っている。長期研究計画として、平成27年度から近畿ブロック協議会を構成する土地家屋調査士会の協力を得て、近畿圏における歴史的な地図・資料・土地法制（管理）等に関する研究を行ってきたが、平成30年度においても引き続き、同ブロック協議会を構成する土地家屋調査士会から推薦された協力会員と共に、当該地域の法務局をはじめ他官庁、図書館及び博物館などに出向き、資料収集及び分析を行ってきた。これは、同じ近畿地域にありながら、地域・場所によって地租改正等の実施方法が異なることなどから、実情に応じた分析が必要との考え方により実施した。

なお、平成30年12月4日に、これまで蓄積された研究成果を同ブロック協議会へ報告することなどを目的に、大阪土地家屋調査士会館において「調査研究報告会」として同ブロック協議会との共催により開催した。

(2) 最新技術に関する研究

土地家屋調査士によるクラウドマップに関する研究については、土地家屋調査士に必要なツール・アイテムとして、それぞれの土地家屋調査士事務所で管理・保有されている測量の基礎データ等の情報をクラウドデータとして集約及び共有することを主眼に研究を行った。

ムービングマップの情報の研究では、情報共有の在り方に力を入れたほか、基準点管理やその情報の共有化に向けての研究を行った。さらに、実証実験に基づく3D情報の利活用やレーザー測量を利用した解析図（微地形が可視化されたもの）に「重ね図」の手法がどう連携していくかなどについての研究も行った。

(3) 土地家屋調査士業務に関する研究

土地家屋調査士の日常業務の改善に向け、主に不動産登記法の問題（立会権限、隣接地所有者不明土地問題等）について、次世代の不動産の表示に関する登記及び土地家屋調査士法の改正を視野に入れた研究を行った。特に、法令や判例からみる「立会い」についての状況の分析を試みているが、弁護士法第72条との関係も必要不可欠であるので、この非行為についても研究を行った。また、不動産表示登記制度は、現地を正確に表示できる唯一の制度であって、特に、所有者不明土地問題に関係した立会いの在り方について、歴史的視点からの検討や実務・法律的観点からの研究を行い、さらに、土地の筆界の資料及び境界標を管理する業務を『財産管理』に不可欠な補助業務として、筆界を鑑定することの運用変更が可能かどうかについても研究を行った。

(4) 国土の有効利用に関する研究

所有者の把握が困難になり、土地流通、資産管理に支障が生じることで起きる国土全体の土地利用の非効率化が不動産関連業務のうち、特に土地家屋調査士業務に与える影響や、その非効率化が生じる構造を登記制度及び利用規制等の諸制度の側面から総合的に分析、研究を行った。また、土砂災害発生源と所有者等不明土地との関係に関しては、災害地の現地調査や全国の都道府県へのアンケートを行い、その分析研究も行った。

2 諸外国の地籍制度等に関する研究

ドイツ・フランスなど諸外国の不動産登記制度及び地籍の状況と制度の整理・分析を行うとともに、「所有者不明土地問題」のヨーロッパ各国における法的対処について研究を行った。

さらに、土地情報と登記制度が密接に関連付けられているオーストラリア及びニュージーランドの土地法及び地籍・登記制度を法律学の観点から整理し、防災・減災の視点から分析し、土地行政に資することを目的として、日本との比較も視野に入れた研究を行った。

加えて、カンボジア、ミャンマーなどのアジアの不動産登記の状況を考察するのに併せて、土地の情報管理について世界的に検討・対応がされ始めているブロックチェーンについて研究を行った。

3 地籍に関する学術的・学際的研究

人口減少、所有者不明土地、持続可能な社会を目指して世界の地籍制度標準化についての研究を行うことにより、土地家屋調査士の日常業務のモデル化について研究を行った。

特に、土地家屋調査士の専門分野である筆についての取扱いを固有のものとして、現在の ISO に準拠した LADM に則した対応も必要との観点から研究を行った。

4 地籍問題研究会及び関連学術団体等との研究交流と連携

「地籍問題研究会」との連携を図り、研究所構成員が積極的に参加し、研究発表を行う環境作りに努めてきたところである。

また、「日本登記法学会」（「日本登記法研究会」が改称され、現在は、学会組織として運営）の大会等に土地家屋調査士の立場で参加するほか、FIG、JICA 等の諸団体と交流・連携を深め、土地家屋調査士会員に有益となるような情報の収集に当たった。

5 会長から付託された事項の研究

司法書士法施行規則第 31 条第 2 号においては、「当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務」と規定しているが、土地家屋調査士法施行規則には、同様の趣旨の規定がないことから、「法律行為の代理ができる弁護士と共同受任を前提とした業務」を行うことができるようにすることについて、会長から研究付託を受け、前述 1-(3)（土地家屋調査士業務に関する研究）の構成役委員において研究を行った。

6 制度対策本部等との連携

制度対策本部及び関係部への情報提供及び資料提供のほか、これまでの研究成果等研究所において蓄積された情報の提供による支援を必要に応じ行ってきたところである。

九 土地家屋調査士特別研修運営委員会関係

1 第 13 回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施

土地家屋調査士法第 3 条第 3 項に規定する法務大臣が指定する研修（土地家屋調査士特別研修）について、平成 29 年度に第 13 回土地家屋調査士特別研修を実施したところ、土地家屋調査士法第 3 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に規定する民間紛争解決手続代理関係業務を行う能力を有する者として、平成 30 年 10 月 1 日に 108 名が同法第 3 条第 2 項第 2 号の認定を受けた（受講者 153 名、認定率 70.6%）。

なお、これまでの土地家屋調査士特別研修による同認定者数は累計 6,334 名となり、全会員 16,625 名（平成 30 年 4 月 1 日現在）に対し、累計の受講率は 50.8%、累計の ADR 認定士

地家屋調査士の割合は 38.1%となった（平成 30 年 10 月 1 日現在）。

2 第 14 回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理

(1) 実施計画

第 14 回土地家屋調査士特別研修は次のとおり実施する予定であり、実施計画（概要）及びカリキュラム等について、平成 30 年 10 月 3 日付け日調連発第 166 号をもって各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会へ通知した。

< 第 14 回実施予定 >

基礎研修	令和元年 7 月 19 日（金）～21 日（日）
グループ研修	令和元年 7 月 22 日（月）～8 月 22 日（木）
集合研修・総合講義	令和元年 8 月 23 日（金）～25 日（日）
考査	令和元年 9 月 7 日（土）

(2) 受講者募集

第 14 回土地家屋調査士特別研修の受講者募集については、平成 31 年 2 月 21 日付け日調連発第 307 号をもって各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会へ通知した。